

第1回庄内町学校適正規模・適正配置審議会 議事録

- 1 会議日程 令和3年12月22日（水）
 - 開会 午後6時30分
 - 閉会 午後8時00分
- 2 会議場所 庄内町役場 B棟 会議室1
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 挨拶 庄内町教育長 佐藤真哉
 - 3 委嘱状交付 代表 保育園保護者 河村竹宏 様
 - 4 自己紹介
 - 5 会長の選任、職務代理者の指名
 - 6 諮 問
 - 7 現状及び課題の説明
 - (1) 児童生徒数について
 - (2) 学校施設について
 - (3) 経過説明及びスケジュール … 教育課長
 - (4) 質疑応答
 - 8 そ の 他
 - 9 閉 会
- 4 出席者 17名（別紙名簿のとおり（欠席者なし））

開 会	(午後6時30分)
事務局	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>これより第1回庄内町学校適正規模・適正配置審議会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。本町教育委員会教育長佐藤真哉よりご挨拶申し上げます。</p>
教育長	<p>私たちの先輩たちの知恵と努力で今の庄内町、小中学校があり、そして私たちがいるんだなということを感じます。私の小学校入学前に先輩たちが努力していただいたように、これから数年間の施策で、庄内町の数十年間が決まると私は考えています。多くの町民や教育に関わる方々のご意見を頂戴しながら、皆様の納得の行くかたちで慎重、迅速に方向性を定めていきたいと考えております。私も学校適正規模適正配置のために頑張りたいと思います。今日から、いよいよ審議会がスタートします。審議会委員の皆様は、庄内町町民の代表であります。公私共に忙しいとは思いますが、審議会委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。一緒に頑張っていきましょう。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>次に 3 委嘱状交付 委嘱状につきましては代表の方に交付させていただきます。代表として 保育園保護者 河村竹宏 様 前の方をお願いいたします。</p>
教育長	(委嘱状を交付する)
事務局	<p>当審議会につきましては、庄内町学校適正規模・適正配置審議会条例に基づき設置されております。その中で、委員は17名以内で組織することとなっており、第5条第3項の規定により、審議会の開催は委員の過半数の出席が必要とされております。本日は、17名の、全員の方にご出席いただいておりますので、出席委員は過半数を超えておりますことをご報告申し上げます。</p>

	<p>それでは、4 自己紹介 に移ります。</p> <p>委員の皆様のご紹介ですが、「次第の裏に名簿」があります。こちらの順番で自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
	(委員、事務局の順で自己紹介をする。)
事務局	<p>それでは、続きまして、次第の5、会長の選任となります。ここで皆様にお話ししたいと思いますのですが、選出方法につきまして、どのような方法で選出すればよろしいでしょうか、お伺いをいたします。</p> <p>(事務局案でとの声あり)</p>
事務局	<p>事務局案という声をいただいたところであります。案を提示させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
事務局	<p>事務局案といたしまして、菅原弘昭様に会長をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしとの声あり)</p>
事務局	<p>異議なしという声をいただきました。それでは、菅原様、会長職ということで、よろしくお願いいいたします。会長席の方へご移動いただければと思います。</p>
事務局	それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。
会長	<p>会長という大役をご指名いただきました菅原弘昭と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。将来を担う庄内町の子どものために良い学習環境が整えられるということがとても大切なような気がしています。皆さんから色々な意見を出していただきながら良い方向性でまとめることができるようになっていきたいものだと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。2年ほどの会となります。よろしくお願いいいたします。それでは、次に「職務代理者の指名」となります。審議会条例第4条第3項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、会長より指名をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、私の方から指名させていただきます。</p> <p>職務代理者には、余目第三小学校運営協議会の佐藤彰さんを指名いたします。佐藤彰さん よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、諮問に移ります。</p> <p>教育委員会から本審議会に対しまして、諮問をさせていただきます。</p>
教育長	(審議会会長へ諮問書を手渡す)
事務局	<p>それでは、ここからは、審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>会長は会議の議長となるようですので、ここからは私の方で進行を務めさせていただきます。</p> <p>「7 現状及び課題の説明」に入ります。</p> <p>(1) 児童生徒数について</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	(資料に沿って説明する)
会長	<p>ただいまの説明について、質問並びにご意見を頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>今日、配付された資料なので、すぐとは中々行かないとは思いますが。</p> <p>それでは、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>

	それでは（２）学校施設について事務局より説明願います。
事務局	（資料に沿って説明する）
会長	ただいまの説明について、質問やご意見等ございましたらお願いいたします。
委員	築年数が５０年経過している余目一小、余目三小は、長寿命化も出来ないとのことだが、今後どれくらい持つのか。何年間のうちに建替えなければいけないのか。
事務局	いつまで持つかという年数ははっきりとは申し上げられません。長寿命化計画は５年毎に見直すこととなっており、その際に再度状況を見ながら計画の見直しを行います。
事務局	毎年、施設が古くなってきたということで修繕が発生しております。必要な修繕を行いながらであれば、ある程度の期間は使えるようになると判断しております。何も手を付けなければ、学校の運営上支障が来しますので、その都度学校の老朽化に合わせた対応をしていくということになる。その費用があまりにも高額であれば、新しく建て替えたほうが費用対効果からみれば良いという判断も出てくると思いますので、そのお金のかけ方が良いのかどうかというところが判断目安になってくると思っている。
会長	施設の安全維持が児童生徒にとって一番大事となのかなと感じて話を聞いていた。他にありませんか。
委員	「建替えましょう」となった場合は、いつ頃から事業を実施するのか。
事務局	どのくらいの規模の学校を作るかによるが、２年から４年程度は掛かると思います。
会長	他にありませんか。 無ければ、次に移ります。 （３）経過説明及びスケジュール 事務局より説明願います。
事務局	（資料に沿って説明する）
会長	ただいまの説明について、質問やご意見等ございませんか。
委員	これまでの検討会、懇談会のまとめが出てきているが、今回の審議会もまとめで終わってしまいますのか、どこまでの結論を出すのか。
事務局	（追加で、今後のスケジュールについて説明する）
事務局	答申の中身については、今後の方針についてまでの答申と考えている。例えば、どこの学校を統合するなど、個別のことまでは考えていない。審議会の中で、個別のことまで話し合いになれば、参考意見として答申の他に出されても良いと考えている。
会長	個別のことについては、参考意見ということになるとご理解を頂きたいと思いません。他にありますか。
委員	答申を受けてから、総合教育会議で協議とありますが、この総合教育会議とはどのような会議なのか。
事務局	町長と教育委員会委員との話し合いの場となる。今回の答申は教育委員会にいただくことになるので、答申を受けて町長と話しあうものです。
会長	他にありますか。
委員	６月のアンケートとあるが、その意見というのは大事なものである。このアンケートについて事務局の考え方をお聞きしたい。
事務局	こちらでもアンケートはとても重要なものと考えている。アンケートを取る時期、審議会の審議状況によって柔軟に対応していく。

会長	他にありますか。無ければ(1)から(3)まで通してし、質問やご意見等ございましたらお願いいたします。 なければ、「7 現状及び課題の説明」を終了し、「8 その他」に移ります。 次回開催について事務局より説明願います。
事務局	(資料に沿って説明する)
会長	次回は2月18日に学校視察と審議会を開催するとのことです。出席をお願いいたします。これで進行を事務局にお返しします。
事務局	これを持ちまして第1回庄内町学校適正規模・適正配置審議会を閉会いたします。ありがとうございました。
閉会	(午後8時00分)